

**災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係政令の整備に関する政令について  
(概要)**

平成26年11月21日  
内閣府(防災)

**1. 制定の背景**

- 大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる、災害対策基本法の一部を改正する法律が本日施行されることに伴い、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)の一部を改正するとともに、その他関係政令について所要の改正を行う必要がある。

**2. 制定する政令の主な内容**

**(1) 災害対策基本法施行令の一部改正**

- ①道路の区間の指定等に係る手続
  - ・ 道路管理者は、改正後の災害対策基本法(以下「改正災対法」という。)第76条の6第1項の規定により道路の区間を指定しようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知することとする。
  - ・ 改正災対法第76条の6第1項の規定による命令(道路管理者による車両等の占有者等に対する、車両等を付近の道路外の場所へ移動すること等必要な措置をとることの命令)は、書面又は口頭とするものとする。
- ②国土交通大臣等が指示を行う場合
  - ・ 改正災対法第76条の7の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の道路管理者に対する指示は、広域の見地から緊急通行車両の通行を確保すべき場合等に行うものとする。
- ③国土交通大臣の権限委任
  - ・ 改正災対法で追加される国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任することとする。

**(2) その他関係政令の一部改正**

- その他以下の関係政令に条項ずれ等が生じることから、関係政令について所要の改正を行う。
  - ・ 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)
  - ・ 原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)
  - ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)

**3. 公布・施行日**

- 公布・施行：11月21日